

岩手県監査委員告示第42号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月6日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部観光・プロモーション室
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和6年7月2日から同月31日まで
  - (2) 本監査実施日 令和6年8月5日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、441,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>メディア招請ツアー委託契約（特命随意契約）における積算について、仕様内容に変動があったが、積算書への反映を見落としたため、仕様書と積算書に相違があったもの（仕様書は、20人予定と表記。積算書は最大25人で作成。見積書は、仕様書により20人を予定して作成されているもの。）。</p> <p>仕様書において「経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とすること」としており、経費が契約額を下回っていないことを確認済み。契約額は変更がないものであり、返還等は発生しない。</p> <p>また、当該委託契約以外のその他の契約事務においても、積算誤りが発生していないことを確認済み。</p> <p>再発防止に向けて、当該指摘事項について事例共有・周知徹底し、適正な事務執行に努める。所属内の施行伺い起案時のチェックシート内「仕様書に基づいた積算になっているか」の項目に確認者欄を新設。積算書にも確認欄（担当者、総括主任主査、担当課長）を設け、積算の時点でもチェックを行うこととし、施行伺い時のチェックと2段階でチェックを行うものとする。</p>